

食品衛生トピックス 《2013/05/16》

○ 新たに指定された添加物について

平成25年5月15日に食品衛生法施行規則の一部が改正され、同日付けで公布されました。これによると、食品衛生法第10条の規定に基づき、乳酸カリウム及び硫酸カリウムが省令別表1に追加され、使用することが認められました。

《 施行・適用期日 》

公布日から施行されるものであること。

《 使用基準 》

(1) 乳酸カリウムについては、使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないこと。

また、使用に関しては、

(2) 硫酸カリウムについては、使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないこと。

《 その他 》

乳酸カリウムについては、食品安全委員会において「乳幼児向け食品に乳酸カリウム並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念があるため、適切な措置が講じられるべきである。」との食品健康影響評価がなされたことから、当該懸念事項について関係業者に周知されたこと。